平成２１年（フ）第４４８号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字舟入44番地１　ワイズタウン南館105号
債務者　中村　知一
１　決定年月日時　平成21年11月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４２９号
奈良県香芝市瓦口10番地の１　シャトレー真美302号
債務者　藍原　眞弓
１　決定年月日時　平成21年11月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４４７号
奈良県葛城市寺口754番地２
債務者　石川　真紀（旧姓神野・岸本）
１　決定年月日時　平成21年11月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４６３号
奈良県大和高田市大字築山78番地の38
債務者　安本みはる
１　決定年月日時　平成21年11月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４７５号
奈良県橿原市田中町529番地の２
債務者　東　　純代
１　決定年月日時　平成21年11月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

破産手続廃止

平成２１年（フ）第６４５号
千葉県市原市姉崎1119番地１
破産者　伊倉　　孝
１　決定年月日　平成21年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第１２４７号
福岡県糟屋郡宇美町原田４丁目18番１号
破産者　中田建設株式会社
１　決定年月日　平成21年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７１３号
福岡市中央区警固１丁目15番34号
破産者　株式会社とむさん
１　決定年月日　平成21年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３８５号
栃木県栃木市大宮町2634番地14
破産者　佐々木浩行
１　決定年月日　平成21年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４８２号
栃木県小山市駅東通り２丁目33番７号　ダイアパレス駅東通り307号室
破産者　程塚　道夫
１　決定年月日　平成21年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第２８４号
神奈川県厚木市上依知147番地４
破産者　新葉企画有限会社
１　決定年月日　平成21年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２０年（フ）第２７２号
三重県津市雲出本郷町1476番地２　桜アートハイムＢ棟407、申立時の住所三重県津市小舟720番地66
破産者　別所ハウジングこと　別所　吉生
１　決定年月日　平成21年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第２８４号
長崎県北松浦郡江迎町田ノ元免247番地11
破産者　有限会社下條建設
１　決定年月日　平成21年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２０年（フ）第２８５号
長崎県北松浦郡江迎町三浦免１番地
破産者　有限会社面田組
１　決定年月日　平成21年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第４９４号
大阪府羽曳野市樫山９番地の１
破産者　株式会社アイティーエスコーポレーション
１　決定年月日　平成21年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８３号
釧路市新富士町６丁目１番地釧路中央卸売市場
破産者　有限会社釧路市場産直仕入センター
１　決定年月日　平成21年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１８４号
釧路市緑ケ岡４丁目５番13号
破産者　有限会社コマ商会
１　決定年月日　平成21年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第８８２号
東京都羽村市栄町２丁目６番地３エスカイア小作第３―206
破産者　染谷スマ子
１　決定年月日　平成21年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第８１０号
奈良県大和郡山市額田部北町1242番地１
破産者　株式会社シリアス
１　決定年月日　平成21年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

破産手続終結

平成２１年（フ）第１４０号
千葉県富里市中沢1377番地　篠原方、住民票上の住所千葉県鎌ケ谷市東鎌ケ谷２丁目８番６―103号
破産者　宮村　成昭
１　決定年月日　平成21年10月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係